

## 乙部町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

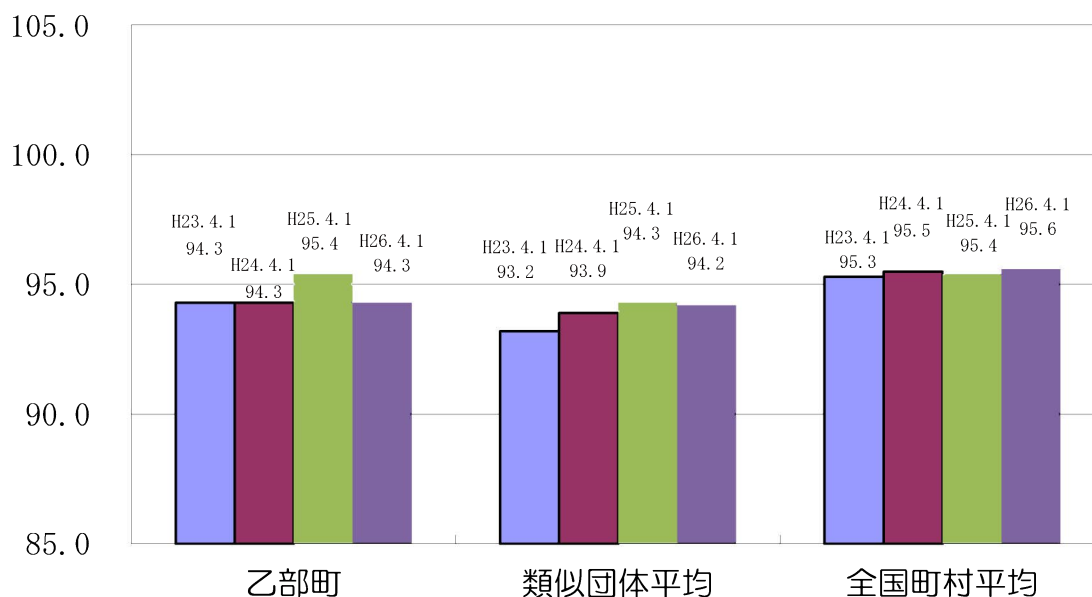
区分	住民基本台帳人口 (25年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 4,110	千円 4,128,674	千円 100,404	千円 621,613	% 15.1	% 15.0

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給 与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 64	千円 226,556	千円 36,242	千円 82,321	千円 345,119	千円 5,392	千円 5,354

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。 ※ なお、乙部町では当該年度に上記該当者なし

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[ 実施 未実施 ]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日  
 (内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均1.9%引下げ。  
 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日)までの経過措置(現給保障)を実施。  
 他の給料表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日より実施)

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
乙部町	41.8歳	301,305円	336,541円	339,390円
北海道	45.4歳	333,403円	400,662円	377,386円
国	43.5歳	335,000円	——	408,472円
類似団体	41.9歳	304,640円	344,641円	329,856円

②看護保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
乙部町	48.3歳	327,656円	386,408円	347,564円
国	46.3歳	315,397円	——	345,048円
類似団体	43.1歳	300,641円	329,981円	310,281円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区分		乙部町	北海道	国
一般行政職	大学卒	172,200円	170,716円	172,200円
	高校卒	140,100円	139,258円	140,100円
看護保健職	短大3	188,900円	——	——

(注) 条例改正前(遡及適用前)の初任給を記載しております。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成26年4月1日現在）

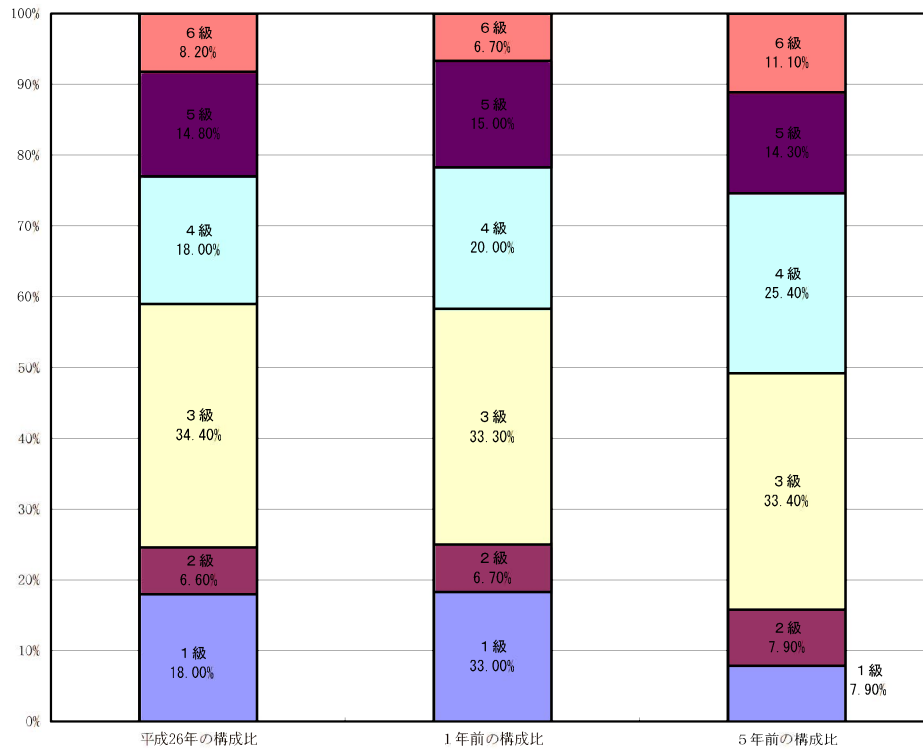
区 分		経験年数10～15年	経験年数20～25年	経験年数25～30年	経験年数30～35年
一般行政職	大学卒	256,100円	352,900円	375,000円	393,800円
	高校卒	258,200円	319,100円	349,300円	390,300円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	11人	18.0%	135,600円	243,700円
2 級	主事	4人	6.6%	185,800円	307,800円
3 級	係長・主査	21人	34.4%	222,900円	354,700円
4 級	補佐	11人	18.0%	261,900円	388,300円
5 級	課長・参事	9人	14.8%	289,200円	400,600円
6 級	課長	5人	8.2%	320,600円	422,600円
計		61人	100.0%		

- (注) 1 乙部町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。  
 3 条例改正前（遡及適用前）の給料月額を記載しております。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

現在、人事評価の試行を行っており、昇給区分に差を設けず一律支給とした。  
 平成28年4月1日より法律が施行され、人事評価が義務付けられることにより、全職員を対象とした能力・業績に基づく人事評価制度の導入を図り、昇給に反映させる等の検討を進めていく。

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

乙 部 町	北 海 道	国
1人当たり平均支給額 (25年度) 1,286 千円	1人当たり平均支給額 (25年度) 1,521 千円	-----
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 4～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### ○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

現在、人事評価の試行を行っており、昇給区分に差を設けず一律支給とした。  
平成28年4月1日より法律が施行され、人事評価が義務付けられることにより、全職員を対象とした能力・業績に基づく人事評価制度の導入を図り、昇給に反映させる等の検討を進めていく。

##### (2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

乙 部 町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 21.62月分 27.025月分 勤続25年 30.82月分 36.57 月分 勤続35年 43.7 月分 52.44 月分 最高限度額 52.44月分 52.44 月分	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 21.62月分 27.025月分 勤続25年 30.82月分 36.57 月分 勤続35年 43.7 月分 52.44 月分 最高限度額 52.44月分 52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)
〔退職時特別昇給 勸奨退職 4～12号俸〕	
1人当たり平均支給額 -----千円 18,423千円	1人当たり平均支給額

(注) 退職手当1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

※「乙部町」については、自己都合退職者の対象人数が1人のため、個人情報保護の観点から非公表とする。

##### (3) 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績 (25年度決算)	89千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	-----円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度
札幌市	3%	1人	3%
地域手当補正後のラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			95.4 (95.4)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

※「乙部町」については、支給対象職員数が1人のため、個人情報保護の観点から平均支給年額は非公表とする。

(4) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）			6,083千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）			405,533円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）			15.8%	
手当の種類（手当数）			3種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （25年度決算）	左記職員に対する支給単価
感染症防疫手当	作業従事者	感染症の防疫作業	0千円	日額 300円
夜間看護手当	病院に勤務する看護師	深夜における看護業務	4,883千円	1回当たり 6,800円
医学研修手当	病院に勤務する医師	医学研修	1,200千円	予算の範囲内

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度普通会計決算）	5,347千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度普通会計決算）	124千円
支給実績（24年度普通会計決算）	4,433千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度普通会計決算）	101千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （25年度普通会計決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （25年度普通会計決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ①配偶者 13,000円 ②配偶者以外の扶養親族 1人 6,500円 配偶者なし 1人目11,000円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 1人つき5,000円を加算	同	—	8,564千円	244,686円
住居手当	①借家の場合 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 （限度額27,000円）	同	—	4,872千円	256,421円
通勤手当	通勤のため片道2km以上の職員に支給 ①公共交通機関等利用 運賃相当額を全額支給 （限度額45,000円） ②自家用車使用 通勤距離に応じて支給 （2,000円～20,900円）	異	①公共交通機関等利用 （限度額55,000円） ②自家用車使用 （2,000円～24,500円）	550千円	45,833円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給	同		500千円	11,111円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給	同		10,271千円	395,038円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日に在職する職員に支給 (1)世帯主で扶養親族あり 22,540円 (2)世帯主で扶養親族なし 12,860円 (3)その他の職員 8,600円	同		5,443千円	85,047円

## 5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	750,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 750,000 円 / 515,000 円
	副 町 長	615,000 円	635,000 円 / 497,000 円
報 酬	議 長	232,000 円	300,000 円 / 160,000 円
	副 議 長	193,000 円	245,000 円 / 140,000 円
	議 員	170,000 円	223,000 円 / 127,400 円
期末手当	町 長 副 町 長	(平成25年度支給割合) 3.95月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(平成25年度支給割合) 3.95月分	
退職手当	町 長	(算定方式) 給料月額×在職年数×512.6/100=	(1期の手当額) (支給時期) 15,378,000円 任期毎
	副 町 長	給料月額×在職年数×323.4/100=	7,955,640円 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

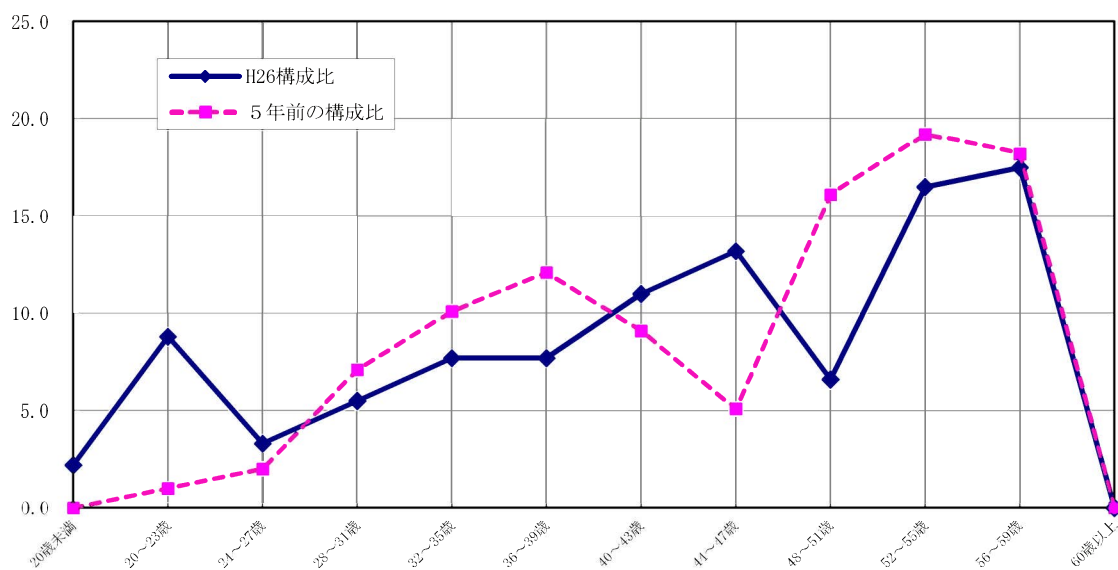
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年5月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成26年	平成25年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	▲ 3	執務体制の見直し及び採用者と退職者の差により
		総 務	16	19		
		税 務	4	4		
		民 生	9	9		
		衛 生	6	6		
		労 働	1	1		
	農 林 水 産	9	8	1	執務体制の見直しにより	
商 工 土 木	1	2	▲ 1	執務体制の見直しにより		
	計	53	56	▲ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 128.95人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 149.95人)	
	教 育 部 門	9	9		(教育長含む)	
	小 計	62	65	▲ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 150.85人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 175.59人)	
会 公 計 部 門 等	病 院 簡 易 水 道 下 水 道 そ の 他	20	20			
		2	2			
		1	1			
	7	7				
	小 計	30	30			
	合 計	92 [115]	95 [115]	▲ 3 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 223.84人	

[ ]内は条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
H26	2	8	3	5	7	7	10	12	6	15	16	0	91
H21	0	1	2	7	10	12	9	5	16	19	18	0	99

(3) 職員数の推移

① 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（単位：人・%）

区分 部門	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の率 増減数（率）
一般行政	58	57	61	57	56	53	△ 5（△ 8.6%）
教育	9	9	9	9	9	9	0（0.0%）
公営企業等会計	33	34	33	33	30	30	△ 3（△ 9.1%）
計	100	100	103	99	95	92	△ 8（△ 8.0%）

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数